| | |
|---|---|
| 掃引時間 | １サンプル当たり１バースト以上が入る時間 |
| 掃引モード | 単掃引 |
| 検波モード | ポジティブピーク |

その他の帯域では、搬送波周波数が400MHz帯の場合において、掃引周波数範囲を30MHzから３GHzまでとし、周波数掃引幅100MHz毎に連続して探索するものとする。

⑶　スプリアス領域における搬送波又は不要発射振幅測定時のスペクトル分析器を次のように設定する。

| | |
|---|---|
| 中心周波数 | 搬送波又は不要発射周波数 |
| 掃引周波数幅 | ０Hz |
| 分解能帯域幅 | 測定周波数が30MHzを超え１GHz以下の場合は100kHz、１GHzを超える場合は１MHz |
| ビデオ帯域幅 | 分解能帯域幅の３倍程度 |
| 入力レベル | 搬送波の振幅がミキサの直線領域の最大付近となるレベル |
| 掃引時間 | 測定精度が保証される最小時間<br>（バースト波の場合、１バーストの継続時間以上） |
| 掃引モード | 単掃引 |
| 検波モード | サンプル |

⑷　帯域外領域におけるスプリアス探索時のスペクトル分析器を次のように設定する。

| | |
|---|---|
| 掃引周波数幅 | 搬送波周波数±62.5kHz<br>ただし、搬送波周波数±（チャネル間隔／２）を除く。 |
| 分解能帯域幅 | 30Hz以上１kHz以下 |
| ビデオ帯域幅 | 分解能帯域幅と同程度 |
| 掃引時間 | 測定精度が保証される最小時間 |
| 入力レベル | 最大のダイナミックレンジとなる値 |
| 掃引モード | 単掃引 |
| 検波モード | ポジティブピーク |

３　試験機器の状態

⑴　試験周波数に設定する。

⑵　変調信号の送信速度と同じ送信速度の標準符号化試験信号により変調して送信する。

⑶　帯域外領域のスプリアス測定時には、無変調状態とする。ただし、運用状態において無変調状態にならない場合は、測定を行わない。

４　測定操作手順

⑴　スプリアス領域における不要発射の強度

ア　スペクトル分析器を２⑶のように設定して、搬送波抑圧フィルタを通さずに搬送波振幅の平均（電力次元の真数平均）を測定する。ただし、バースト波の場合はバースト時間内の平均を測定する。

イ　スペクトル分析器を２⑵のように設定して掃引し、不要発射を探索する。

ウ　近傍帯域１以外で探索した不要発射の振幅値が、設備規則に規定する不要発射電力の参照帯域幅によらない値（以下この第三において「規格値」という。）－３dBを満足する場合は、２⑶の設定による測定は行わず、測定した振幅値を測定値とする。